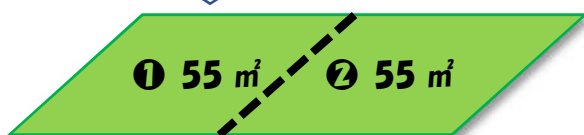




変更申請の注意点

変更申請をすることで、以下の例のように

変更後の負担金等の額の合計が増加することがございます。

	例：分筆の場合	負担金等の額
変更前	単価：430 円/㎡  100 ㎡ 〇〇町 × × 1 番 1	$430 \text{ 円/㎡} \times 100 \text{ ㎡}$ $= 43,000 \text{ 円}$ <u>合計 43,000 円</u>
変更後	単価：430 円/㎡ 〇〇町 × × 1 番 1  ① 55 ㎡ ② 55 ㎡ 〇〇町 × × 1 番 2	❶ $430 \text{ 円/㎡} \times 55 \text{ ㎡}$ $= 23,650 \text{ 円}$ ❷ $430 \text{ 円/㎡} \times 55 \text{ ㎡}$ $= 23,650 \text{ 円}$ <u>合計 (❶ + ❷) 47,300 円</u>

例は、元々100 ㎡で猶予していた土地を、分筆後の地積 55 ㎡にそれぞれ変更しようとしたケース。

❶と❷のそれぞれの負担金の額は下がりますが、合わせた負担金の額は増加します。変更前（分筆前）の負担金額で支払うことも可能なため、変更申請をするか十分にご検討ください。